

# ハローワーク磐田 かわら版 1月号

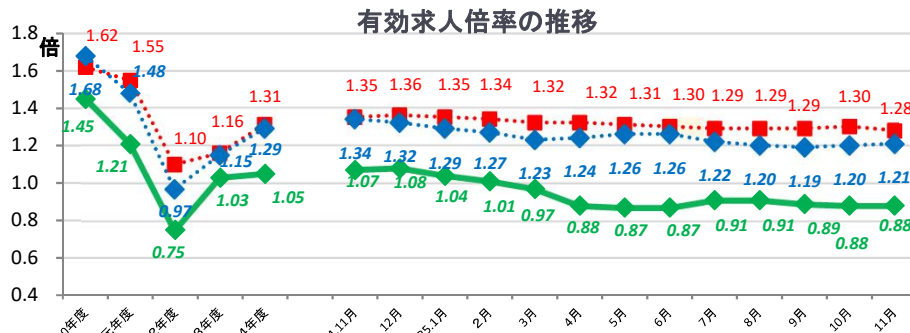
令和5年度  
令和6年1月4日発行

## ●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

### ➤ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(11月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は0.88倍となり、前月と同水準となりました。  
新規求人数は前月比5.8%の減少、新規求職者数は同16.4%の減少となりました。
- 新規求人数は対前年同月比において建設業、卸・小売業、生活関連サービス業などで増加し、製造業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉などで減少しました。原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足等に起因する人件費の上昇、進まない価格転嫁などを背景に求人を探る動きが続いています。介護施設では人材不足のためシフトを組むのに苦慮しており、不足分は定員以下の受け入れ、一部サービスの外注化や取りやめ及び派遣社員等に対応しているとの声が聞かれます。
- 一方、物価上昇が続く中、賃上げ機運等が高まる中においても職場の処遇改善が進まず、より高い賃金水準の職場への転職や、より良い職場環境を求めて転職活動を進める動きがみられ、対前年同月比では新規求職者は増加しています。



	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
全国	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.28
静岡県	1.34	1.32	1.29	1.27	1.23	1.24	1.26	1.26	1.22	1.20	1.19	1.20	1.21
磐田所	1.07	1.08	1.04	1.01	0.97	0.88	0.87	0.87	0.91	0.91	0.89	0.88	0.88

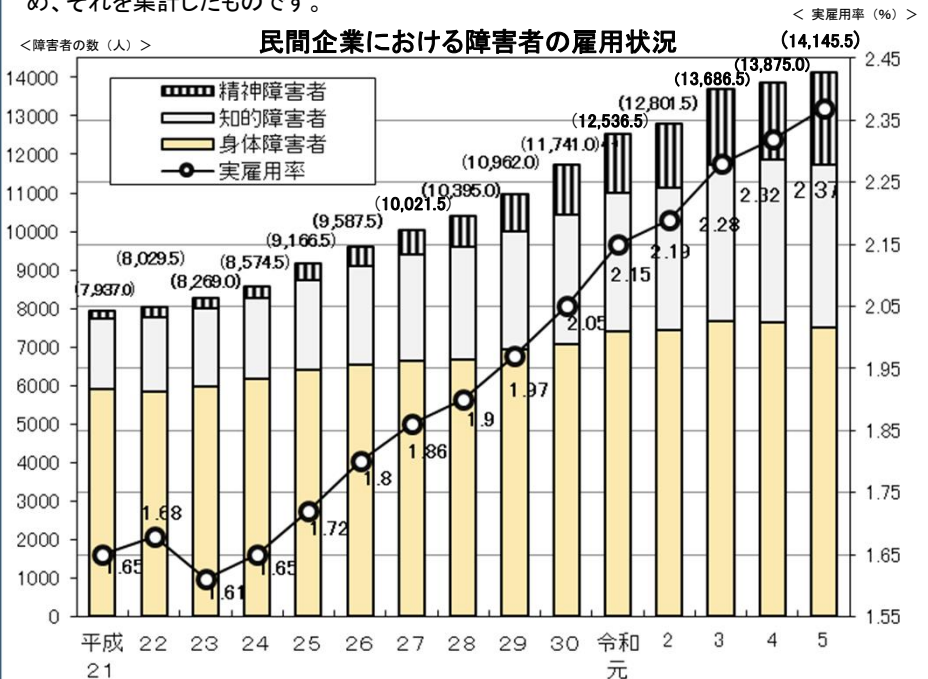
(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。  
 季節調整については、令和4年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。  
 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

### ➤ 令和5年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果



民間企業の雇用障害者数14,145.5人、実雇用率2.37%  
雇用障害者数14年連続、実雇用率11年連続、過去最高を更新

- 静岡労働局では、民間企業や公的機関などにおける令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめ公表しました。  
障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。  
今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。  
 注2:「障害者の数」は重度障害者はダブルカウント、短時間は0.5カウントなどの定義によるため実数と一致しない。また、年度により定義に変更がある。  
 注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

➤ 企業の人材確保・定着に役立つ！3つの認定制度のご案内  
(えるぼし・くるみん・ユースエール)

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主の皆さまを支援する3つの認定制度を設けています。

認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

## えるぼし認定制度

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取り組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。



## くるみん認定制度

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。



不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

## ユースエール認定制度

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。



### 認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる など

メリットは他にもあります！

➤ 外国人雇用管理オンラインセミナー開催のお知らせ

日時：令和6年1月18日(木)13時30分～16時00分 定員：100名  
開催形式：Zoomウェビナーを使用したオンライン形式  
主催：静岡労働局 協力：名古屋出入国在留管理局・静岡県  
内容：外国人の雇用管理について(静岡労働局職業対策課)ほか



●お申し込み方法：二次元コードより申し込みフォームにアクセスし、必要事項を記入の上、お申し込みください。ご記入いただいたメールアドレスに参加URLを送付します。

➤ キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！



「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。正社員化コースとは 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

①～④は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

### ①助成金(1人あたり)の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行(6か月×1期)	拡充(6か月×2期)
中小企業	57万円	80万円(40万円×2期)
大企業	42.75万円	60万円(30万円×2期)

※有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。

### ②対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

対象となる有期雇用労働者の雇用期間	現行	拡充
	6か月以上3年以内	6か月以上

※有期雇用期間が通算5年を超えた有期労働者については、助成額「無期から正規」の転換と同額とする。

### ③正社員転換制度の規定に関する加算措置

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合	新設
※1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ) ※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。	20万円(大企業15万円) 1人目の転換時に①+③で 合計100万円(大企業75万円)助成

### ④多様な正社員制度規定に関する加算措置

多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)制度規定に関する加算額を増額します。

「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合	現行	拡充
※1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ) ※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。	9.5万円 (大企業 7.125万円)	40万円 (大企業30万円) 1人目の転換時に①+④で合計120万円 (大企業90万円)助成

・キャリアアップ助成金をご利用いただくには、事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。